

## 意見書案第8号

### 特定秘密保護法の抜本的修正・再考を求める意見書

政府が「特定秘密」を指定し、その漏えいに厳罰を科す特定秘密保護法は、国民の「知る権利」を侵害し、「言論・表現の自由」など国民の基本的権利を破壊する恐れがあります。国民はなにが「秘密」にされているのかもわからないまま、情報から遮断され、どうしても知りたいと「秘密」に近づこうとすれば、情報漏えいの共犯にもされかねません。未遂でも、共謀、教唆、扇動しただけで取り締まりの対象とされています。秘密保護法は、「憲法の国民主権、基本的人権、平和主義の原則を踏みにじる」との批判が出されています。

秘密保護法は、法案提出からわずか1カ月余、審議時間は衆参合わせて70時間にも満たないのに、「成立」が強行されました。しかし、どの世論調査でも安倍内閣の支持率は急落し、秘密保護法の審議が不十分だったという批判は8、9割にのぼり、法律の廃止を求める世論も過半数を超えて広がり続けています。日本弁護士連合会、ノーベル賞を受賞した学者、演劇人、映画、文化人、俳優、宗教者など、多くの分野の人々が反対に立ち上がっています。

法成立後に安倍首相自身「世論が厳しいことはよく認識しており、しっかりと説明して誤解を解くようにしたい」と述べざるを得ない状況です。石破幹事長の報道機関も捜査・処罰対象になりうる旨の発言は、秘密保護法が戦前の治安維持法の復活を想起させるものとして、重大問題です。

よって長浜市議会は、強行「成立」された特定秘密保護法は、国民主権、基本的人権、平和主義の憲法の基本原則に抵触する恐れがあり、抜本的な修正・再考を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（特定秘密保護法案担当） 宛

長浜市議会議長